

JIS

自転車一分類，用語及び諸元

JIS D 9111 : 2016

(JBPI/JSA)

平成 28 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	都 築 和 代	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ ント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 39.11.1 改正：平成 28.1.20

官 報 公 示：平成 28.1.20

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL 072-238-8731)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 自転車の分類	1
3 用語及び定義	10
4 諸元	22
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	25
解 説	27
索 引	32

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS D 9111:2010** は改正されこの規格に置き換えられ、また、**JIS D 9101:2012** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

自転車—分類，用語及び諸元

Cycles—Classification, terminology and essential characteristics

序文

この規格は、2014年に第1版として発行された **ISO 4210-1** 及び1990年に第1版として発行された **ISO 8090** を基に、自転車関連用語を日本の使用実態に応じて追加して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、自転車の分類、用語及び定義並びに諸元について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4210-1:2014, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 1: Terms and definitions

ISO 8090:1990, Cycles—Terminology (全体評価：MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 自転車の分類

自転車の分類及び部分分類は、次による。

- a) **分類** 自転車の分類は、**表 1** による。小分類に掲げたものを、車種という。各自転車の例を、**図 1**～**図 10** に示す。